

## 営業店の臨時休業に関する公告

株式会社岩手銀行は、下記のとおり塩釜支店を臨時休業いたしますので、定款第5条および銀行法第16条第1項の規定に基づき、公告いたします。

### 記

1. 臨時休業する営業店

塩釜支店（塩竈市旭町20番18号）

以上1カ店

2. 休止する期間

2020年9月11日より営業を見合わせいたします

※ 業務再開については、あらためてお知らせいたします。

3. 休止する業務

営業店における全窓口業務

以上

2020年9月10日

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

株式会社岩手銀行

取締役頭取 田口 幸雄